関係各位

九州大学基幹教育院長谷 口 説 男

基幹教育院・学術研究員の公募について

拝啓 時下ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

このたび、九州大学基幹教育院では、下記の公募を行うことになりました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴関係者にお知らせいただくとともに、適任者をご存知 の場合は、応募をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、基幹教育院については、ホームページ https://www.artsci.kyushu-u.ac.jp/ を照下さい。

敬具

記

- 1. 職名・人員:学術研究員1名 ※雇用期間5年以内、更新の可能性あり (九州大学特任教授等称号付与基準に定めるところにより、特任教授、特 任准教授、特任講師又は特任助教の称号を付与することがある。)
- 2. 所属:基幹教育院
- 3. 職務:裁量労働制による以下にかかる職務を行う。
 - (1) 障害者支援に係る研究業務
 - (2) 障害者支援業務
 - ・障害者支援に関する関連機関との連携業務(医療福祉連携、高大連携、産 学連携、大学間連携等)
 - ・施設設備のバリアフリーやアクセシビリティに関する支援業務
 - ・障害者支援ピアサポーター学生の育成に関する教育業務
 - ・ 障害者支援に関する社会的啓発活動業務 など
 - (3) その他、インクルージョン支援推進室の運営に必要な業務
- 4. 応募条件:次の各号の条件を満たす者
 - (1) 博士号取得者、又は、博士号取得に相当する研究能力を有する者
 - (2) 障害者支援を中心とする心理臨床経験や研究業績がある者、又は、公認心理師・ 臨床心理士・特別支援教育士・臨床発達心理士のいずれかの資格を有する者、
- 5. 着任時期: 平成31年4月1日以降のなるべく早い時期
- 6. 提出書類
 - 1)履歴書(A4 サイズ、写真添付)
 - 2) 研究業績リストと代表的な論文刷り1編
 - 3) 教育・業務経験(A4 1枚程度)
 - 4)業務に対する抱負(A4 1枚程度)
 - 5) これまでの研究概要と今後の研究計画(合わせて A4 1枚程度)
 - 6) 応募者について問い合わせのできる方1名の所属と連絡先
 - ※応募書類送付に際しては、封筒に「基幹教育院 インクルージョン支援推進室 学術

研究員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送すること。

※応募書類は原則として返却しません。返却を希望する場合は、返信用の封筒(宛名を記し、必要額の切手を貼付したもの)を同封してください。

- 7. 応募締切
 - ・平成30年11月30日(金)17時までに必着のこと
- 8. 選考方法
 - ・書類審査及び面接による(旅費・滞在費は応募者の自己負担とします。)
- 9. 応募書類提出先及び問い合わせ先

(応募書類提出先)

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学 基幹教育院 人文社会科学部門 教授 田中 真理 (学務部 基幹教育課 運営支援係)

(担当業務及び公募内容等の問い合わせ)

〒819-0395 福岡市西区元岡 744

九州大学基幹教育院 人文社会科学部門

教授 田中 真理

E-mail: tanakamari@artsci.kyushu-u.ac.jp

(事務手続き上の問い合わせ)

九州大学学務部基幹教育課運営支援係

TEL: 092-802-5921, 5926 FAX: 092-802-5990

E-mail: gazsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

10. 処遇:経験等に基づき本学の関係規程により決定

【参考 九州大学 規則集】

http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/587/1/2004syuki001.pdf

http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/566/1/2004kitei035.pdf

http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/621/1/2004syuki016.pdf

11. その他

九州大学は女性研究者の応募を歓迎し、働きやすい職場を研究者の皆様に提供すべく努力しています。

九州大学では、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の精神に則り、教員選考を行っています。

九州大学男女共同参画推進室ホームページ http://danjyo.kyushu-u.ac.jp/ 九州大学では、「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」、「障害者の雇用の促 進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)」及び「障害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」の趣旨に則り、教員の選考を行 います。